



# 議会活動の紹介 Topics

## 和歌山県中小企業振興条例の 基本的内容を決定

8月に実施した条例のあらましについての県民意見募集では、計11 件、16項目の貴重な御意見・御提言をいただきました。本当にあり がとうございました。

その内訳としては、個人の方からのものが7件、団体からのものが 4件であり、応募方法別では、電子メールが8通、ファックスが3通 でした。また、内容としては、「目的」や「基本理念」、「県の責務」、 「県民の理解と協力」など、多岐の項目にわたりました。

9月10日開催の第6回検討会では、県民意見募集でいただいた御 意見・御提言の条例案への反映について活発な議論が行われ、9月 26日の第7回検討会では、条例案の名称を「和歌山県中小企業振興 条例案」に決定し、基本的な内容を固めました。

現在、12月定例会での条例制定に向けて、大詰めの準備を進め ています。

なお、いただいた御意見・御提言の要旨とお返事については、県 議会ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。



### 関西広域連合議会8月定例会開催

関西広域連合議会8月定例会は構成団体持ち回りで開催しており、今年度は8月29日に本 県議会の本会議場で開催されました。

本県議会からは、中村裕一議員、山下直也議員、多田純一議員の3名が出席しました。 また、本会議において、中村裕一議員が一般質問を行い、「広域交通インフラ」、「アジアの 発展をいかに取り込むか」について質問しました。

とりわけ、広域交通インフラについては、広域インフラマップに掲載されている大阪橋本道路 を初め、本県と大阪府を結ぶ幹線道路の整備について、関西広域連合としてどのように考える かをただしました。

本質問に対し、仁坂副連合長(和歌山県知事)から、府県間道路の一体的な整備が行われ るよう各路線の進捗管理を共同して行い、関係府県市と連携して整備を推進するとともに、国 にも働きかけを行い、広域交通インフラの整備に努めていきたいとの答弁がありました。

また、松井委員(大阪府知事)から、和歌山県と大阪府を結ぶ府県間道路については、京奈 和自動車道へのアクセス機能や広域的な防災機能を担う重要な道路として認識している、厳し い財政状況ではあるが、関西圏の重要な交通ネットワークとして、府県間で一体的な整備を可 能とする仕組みづくりとあわせ、着実な整備に取り組んでいくとの答弁がありました。

なお、翌日の8月30日には、 17名の関西広域連合議会議 員の参加のもと、「稲むらの 火の館」、「湯浅町伝統的建 造物群保存地区」において、 防災及び地域振興施策への 取組等を調査しました。今 回の調査は、本県はもとより、 今後の関西広域連合議会活 動の一助となるとともに、本 県における施策のPRとなり



## 県議会からのお知らせ Information

#### テレビ・ラジオ放送

定例会の質問と答弁の様子や委員会の審議状況、議案の審議結果などを お知らせしています。

#### テレビ テレビ和歌山(WTV)

**県議会だより** 開会、質問、閉会日の22時30分から25分間放送 (12月定例会の放送予定 12/3、10~13、19)

県議会手話だより 閉会日の約1週間後に、22時30分から30分間放送

#### ラジオ 和歌山放送(WBS)

定例県議会ダイジェスト 開会、質問、閉会日の22時から15~30分間放送 (12月定例会の放送予定 12/3、10~13、19)



#### 県議会ホームページ

### 和歌山県議会



http://www.pref.wakayama.lg.jp/ prefg/200100/www/

- ●県議会のしくみや主な動き、議員紹介、議会日程、質問項目、本会議録な ど、様々な情報を掲載しています。
- ●議会開会中は、質問など本会議場での模様を生中継しています。 また、この中継録画やテレビ広報番組の録画を見ることができます。



#### 「点字版・テープ版」の案内

本紙の点字版・テープ版(ボランティアの方による朗読)を作成しています。

#### 傍聴してみませんか

- ・本会議は、申込みなしで傍聴できます。
- ・委員会の傍聴は、事前の申込みが必要です。

#### 平成25年12月定例会 会期日程(予定)

本会議 12月 3日(火) 本会議(質問) 12月10日(火)~13日(金) 常任委員会 12月16日(月) · 17日(火) 12月18日(水) · 19日(木) 本会議

※この日程は予定ですので、変更されることがあります。 傍聴を希望される方は、開催日時等をお確かめください。

#### 虚礼廃止にご理解・ご協力を!

県議会では、虚礼を廃止した議員活動を行っています。

- 冠婚葬祭、慶事、見舞い及び各種行事等における寄附行為の禁止 (本人が出席する結婚式の祝儀、香典等は除く)
- ●あいさつ状の禁止
- ●議員名、議員団名及び会派名による年賀・暑中見舞い等の各種広告の禁止
- ●中元や歳暮の贈答はしない
- ●お祝い・おくやみ電報等は出さない(親戚・友人は除く)



